

2019年9月

お客様各位

川口信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた預金規定改定のお知らせ

金融庁は、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにしています。

当金庫は、これを踏まえ預金規定を2019年10月より改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引の目的やおお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客様においては、お取引の内容や状況等に応じて、過去に確認させていただいたお客様の取引の目的やおお客様に関する情報等を営業店窓口や郵送等により再度ご確認させていただく場合があります。

また、確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料の提出について、適切に対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合があります。

1. 対象となる主な預金規定

- ・普通預金・納税準備預金・通知預金共通規定
- ・定期性総合口座取引規定

2. 主な改定内容

①「取引等の制限」条項の新設

○（取引の制限等）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそ

れが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

②「解約等」条項を一部追加・変更（下線部が改定部分・普通預金規定の場合）

○解約等

(1) 省略

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が普通預金（無利息型普通預金（決済用預金）を含む）、納税準備預金、通知預金共通規定第4条第1項に違反した場合、または定期性総合口座取引規定第16条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

以 上